

令和7年度 鈴鹿市キャリア教育実習実施要領

1 趣旨

この要領は、鈴鹿市（以下「市」という。）が実施するキャリア教育実習（以下「研修」という。）に関して実施方法、資格要件、服務、その他必要事項を定めるものである。

2 対象者

大学院、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校及び高等学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生及び生徒（以下「学生等」という。）

3 受入予定人数

10人程度（各大学等において2人以内）

※申込者多数の場合は受入人数を制限することがある。

4 研修期間及び時間

（1）研修期間

令和7年8月1日（金）から8月29日（金）までのうち5日間以内

※業務によっては土曜、日曜、祝日を含むことがある。

※研修日は、市が学生等の希望と受入部署の状況を調整の上、決定する。

（2）研修時間

原則8時30分から17時15分まで（うち休憩時間60分）

※業務によっては時間が前後することがある。

5 実施案内

市ウェブサイト上に掲載する。

6 申込方法

大学等が受付期間内に申込書専用フォーム（鈴鹿市キャリア教育実習申込書（第1号様式））から申し込む。

7 受付期間

令和7年6月16日（月）から30日（月）まで

※受付期間内必着

8 受入れの決定

鈴鹿市キャリア教育実習受入決定通知書（第2号様式）により、市が大学等に通知する。

その後、研修開始までに市と大学等は別に定める協定書を締結する。

また、受入れが決定した学生等（以下「研修生」という。）は、研修開始までに別に定め

る誓約書を市に提出する。

9 研修生の身分及び処遇

研修生は市の職員の身分は保有せず、大学等の学生の身分を保有するものとする。
また、市は研修生に対して、報酬、手当、旅費等は一切支給しない。

10 研修中の事故等

- (1) 大学等及び研修生は、研修中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。
- (2) 市の責めに帰さない事由により生じた研修生の研修中における災害又は研修先との往復途上の災害に対しては、大学等及び研修生の責任において対応し、市は一切の責任を負わないものとする。
- (3) 研修生が故意又は過失により市又は第三者に損害を与えた場合は、大学等及び研修生は、市又は第三者に対して連帯して責任を負わなければならない。

11 遵守事項

- (1) 研修生は、研修期間中、市の職員が遵守すべき法令及び条例等を遵守するとともに、市の職員の指導、監督及び指示に従い、誠実に研修に専念しなければならない。
- (2) 研修生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 研修生は、研修中に知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。なお、研修終了後も同様とする。

12 研修の中止

市は、研修生がこの要領に違反した場合、研修を継続することにより業務に支障を来たと認められる場合又はその他研修の実施を継続し難い事由が生じた場合は、研修期間終了前であっても、研修を中止することができる。

13 その他

この要領に定めるもののほか、研修生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。